

さいたま市告示第717号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和8年4月17日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

さいたま市西区大字二ツ宮字窪田

198番2、198番5、198番6、198番7、198番8、198番9、
198番10、198番11、198番12、198番13、198番14

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都練馬区石神井町二丁目26番11号
一建設株式会社 代表取締役 堀口 忠美

3 許可番号

令和8年4月10日

第変 - N2025074号

4 検査済証番号

令和8年4月16日

第完 - N2025074号